

## 第39回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項 (令和3年7月30日開催)

政府は7月30日、新型コロナウイルスの感染再拡大を受けて、「緊急事態宣言」の対象地域に埼玉、千葉、神奈川、大阪を加えることを、また、北海道など5道府県に「まん延防止等重点措置」を適用することを決定しました。

一方で、茨城県は7月27日、県独自の感染対策指標を「ステージ2」(感染が概ね抑制できている状態)から「ステージ3」(感染が拡大している状態)に引き上げることを発表するとともに、土浦など16市町を「感染拡大市町村」に指定し、不要不急の外出自粛や飲食店の営業時間短縮等を要請しました。

本市においては、ワクチン接種の対象者すべてに接種クーポン券(但し12~15歳には案内ハガキ)を送付済みであり、65歳以上の高齢者への接種も、7月末には概ね終了する見込みであるなど、順調に進んでいる一方で、直近1週間の陽性者が人口1万人当たり1.9人と、「感染拡大市町村」の指標を超えていることから、市民の皆様には引き続き気を緩めることなく、感染症対策の実施についてご協力をお願いします。

本市では、感染状況及び茨城県の方針を受け、以下のとおり対応します。

### 本市の対応について

#### (1) イベント、事業等の対策について

- 人数制限や感染防止対策を踏まえ、所管部署等で実施の判断を行う。

#### (2) 公共施設等の対応について

- 公共施設等は、原則開放とする。

※但し、本市が感染拡大市町村の指定を受けたときは、利用者を市内在住者に限定するなどの対応を図る。

#### (3) ワクチン接種予約のキャンセル対応について

- 職域接種の開始や大規模接種会場の開設など、ワクチン接種の選択肢が増えたことに伴い、今後キャンセルの増加が見込まれることから、ワクチンを有効活用するため、一定の条件を設け、市民に対しキャンセル待ちの登録を呼び掛けることとする。

※上記決定事項については、感染状況等や国・県の動向により変更となる場合があります。